

館山市ワーケーション推進サイト導入支援及び管理業務委託仕様書

1. 業務名

館山市ワーケーション推進サイト導入支援及び管理業務委託

2. 業務の目的

本市は、東京の中心部から100km圏内という立地条件にありながら、温暖な気候と輝く海、緑豊かな自然に囲まれており、豊富なアクティビティを体験できるほか、多彩な宿泊施設が所在していることから、ワーケーションの拠点として、2拠点・多拠点居住地として、さらには移住先として、高いポテンシャルを備えている。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大がきっかけとして働き方や暮らし方が見直され、自宅からオンラインで働くテレワークや、自宅とは異なる環境で余暇と仕事を両立させながら働くワーケーションが急速に普及しており、この傾向は、今後も続くものと考えられる。

これらを踏まえ、本市が有する優位性や特長を活かしながら、ワーケーションの推進並びにサテライトオフィスの誘致に向けた、効果的な情報発信及びプロモーション活動を行うためのウェブサイトの構築を行うことを目的とする。

3. 業務期間

契約締結の日から令和5年3月31日（金）まで

4. 業務内容

ワーケーションの推進並びにサテライトオフィスの誘致に向けたウェブサイトの作成及びその管理運用とし、具体的には以下に定める業務を実施すること。

(1) ウェブサイトの作成に必要なサーバーの確保及びドメインの取得

(2) ウェブサイトの作成

掲載内容

以下のコンテンツ情報を掲載し、必要に応じて写真及び紹介文を掲載する。

(最低30施設程度)

- ・ワーケーション対応可能な宿泊施設、コワーキング施設、飲食店（カフェ等）
- ・観光名所、アクティビティ体験情報、グルメ情報、イベント情報
- ・交通アクセス、移動に関する情報
- ・全体マップ、ワーケーションモデルプラン
- ・問い合わせフォーム

作成方法・仕様等

- ・ サイト全体の構成イメージを示し、本市の承認を得た上で作成を行う。
- ・ 対応言語は日本語を想定しているが、提案によるものとする。
- ・ SNS (YouTube、Facebook、Instagram 等) をサイト内に埋め込むものとする。
- ・ モバイル端末 (スマートフォン、タブレット等) から使いやすい設計とする。
- ・ Windows、MacOS、iPhone、Android 端末に搭載されている汎用ソフトウェアの最新版、Edge、Chrome、firefox、android、iOS の最新版での閲覧が可能なものとする。
- ・ 動画を掲載でき、各種コンテンツ情報を管理画面から即時追加・更新できるような動的ページとする。
- ・ 利用者が欲しい情報を簡単に引き出せるよう配慮した検索システム (バナー等のエリア別検索、ジャンル別検索、キーワード検索等) を備えるものとする。
- ・ Google map を活用し、全体マップからルート案内、ルート検索機能に対応するものとする。
- ・ 宿泊施設の予約受付など、将来的な EC サイトへの対応ができる決済機能を有するシステムとする。

(3) ウェブサイトの管理運用

ウェブサイト運用・操作マニュアルの作成及びサポート

- ・ 公開後に本市及び地域おこし協力隊がコンテンツ情報の編集・更新できるようにするための運用・操作マニュアルの作成及びサポートを行う。
- ・ 必要に応じてシステム及びブラウザの更新作業を行う。

セキュリティ対策の実施

- ・ 外部からのサイト破壊、改ざん、盗聴、消去等がされないように合理的なセキュリティ対策を行う。
- ・ ウイルス等の悪意ある脅威について、被害を未然に防ぎ、拡大を防止するために必要な措置を講ずる。
- ・ 障害の発生時には直ちに本市担当者に連絡するとともに、原因究明、復旧処置、対処報告等を的確かつ速やかに行う。
- ・ 必要に応じてセキュリティアップデートを行う。

(4) その他ウェブサイトの作成及び管理運用に必要な業務

5 . 成果品

本業務の成果品は次のとおりとする。

ウェブサイト一式

ウェブサイト運用・操作マニュアル

業務完了報告書 正 1 部

の電子データその他業務で作成した資料

電子データについては、完成原稿（PDF等）の他、編集が可能なデータ形式（ワード、エクセル、パワーポイント等）で提出すること。

6 . 納品場所・期限

場所：館山市経済観光部雇用商工課（住所：館山市館山 1 5 6 4 - 1 ）

期限：令和 5 年 3 月 3 1 日（金）

7 . 留意事項

（1）一般事項

- ・業務の遂行状況について随時報告を行うこと。
- ・業務を遂行する上で必要な資料等は、受託者において入手するほか、必要に応じて随時貸与する。なお、貸与した資料等の複製の可否、返却等については、本市からの指示に従うこと。
- ・委託業務期間は基より委託業務期間終了後においても、当該業務で知り得た機密、個人情報等は他には漏らしてはならない。
- ・成果物及び当該成果物に係る著作権は、本市に帰属するものとする。

（2）業務体制

- ・あらかじめ本市と調整したスケジュールで行うこと。
- ・本市及び地域おこし協力隊（ワーケーション推進担当）が推進するワーケーション関連業務を本市担当者と協議すること。
- ・本市からの指示を受ける窓口として、業務を総括する責任者を配置し、本市や関係者と円滑な進行管理や意思疎通に努めること。

8 . 協議

この仕様書について、疑義が生じた場合、又は定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、本市と協議すること。